

まるがめ暮らし応援ギフトカード加盟店規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、丸亀市（以下「本市」という。）が提供するまるがめ暮らし応援ギフトカード配布事業の利用条件、事務の取扱い等について定めるものとします。
- 2 本市が、別途定める加盟店募集要項、マニュアル等は、本規約と一体的に適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約における用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「まるがめ暮らし応援ギフトカード」（以下「ギフトカード」という。）とは、本市が発行する丸亀市在住の方（2025年12月1日時点で住民登録がある市民）を対象としたプリペイド型のギフトカードです。
- (2) 「本サービス」とは、ギフトカードの利用等に関するサービスです。
- (3) 「本アプリ」とは、本サービスを利用するために使用するスマートフォン等向けのソフトウェアです。
- (4) 「利用者」とは、本サービスを利用して、ギフトカードを加盟店で使用する個人です。
- (5) 「加盟店」とは、利用者がギフトカードを使用できる本市内の店舗、施設等です。
- (6) 「対象商品等」とは、本サービスにおいてギフトカードにより決済できる商品です。
- (7) 「対象取引等」とは、利用者と加盟店との間の商品購入、サービス提供等の取引等です。
- (8) 「本サイト」とは、本サービス提供のために用いる本アプリ上の画面のことで、
- (9) 「管理用サイト」とは、加盟店が対象取引等の履歴の確認等ができる管理用 Web サイトのことで、
- (10) 「ID」とは、本サービスにおいて、加盟店を識別するための符号です。
- (11) 「事務局」とは、本市が本サービス全体の運営を包括的に委託した事業者です。
- (12) 「記録情報」とは、本サービスに関する情報です。
- (13) 「利用契約」とは、本規約に基づき、加盟店と本市との間に成立する契約です。
- (14) 「本規約等」とは、本規約及び加盟店募集要項、マニュアル等をいいます。

第3条（利用契約）

- 1 本サービスの利用を希望する場合、本規約等の内容を承諾のうえ、本市所定の方法により、本市に利用を申し込みます。なお、本市に対して申込時に入力した情報が正確かつ最新の内容であることを確認するものとします。
- 2 本サービスの利用を希望する者が前項の申込みを行い、本サービスを利用するための

- 登録が完了した時点で、加盟店として本市との間に利用契約が成立するものとします。
- 3 本市は、第1項に基づく申込みについて、本サービスの運営に支障があると判断した場合、登録を承諾しないことがあります。
 - 4 申込内容又は申込み後の登録情報に変更がある場合、事務局に対し架電、メール送信等の方法により、事前に変更手続を行うものとします。

第4条（本規約等の変更）

- 1 本市は、次の各号の事情により本規約等を変更する必要がある場合、次項に基づき、本規約等を変更できるものとします。
 - (1) 法令の改正その他社会情勢の変化
 - (2) 物価、公租公課その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化
 - (3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更その他の技術上・運用上の変更
 - (4) その他、前各号に準ずる事情
- 2 本市は、前項に基づき、本規約等を変更する場合、30日以上前に加盟店に通知します。ただし、加盟店に不利な変更を含まない場合、又は緊急の必要がある場合には、直ちに本規約等を変更することがあります。
- 3 加盟店は、前2項の変更に異議がある場合、第12条第1項の規定にかかわらず、本市所定の方法により申し入れることにより、直ちに利用契約を解約することができます。なお、加盟店が当該変更後も利用契約を解除しない場合は、当該変更を承諾したものとします。

第5条（通知）

- 1 本規約等に関する通知は、書面、電子メール又は本サイトに掲載する方法により行います。当該通知は、事務局を通じて行われる場合があります。
- 2 前項の通知は、加盟店が本市に届け出た所在地若しくは住所への送付、電子メールアドレスへの送信、又は本サイトへの掲載時点をもって、完了したものとします。

第6条（対象取引等）

- 1 加盟店は、対象取引等において、利用者がギフトカードを使用して決済することを希望した場合、加盟店に設置されたQRを利用者が読み取る方法又はギフトカードに付されたQRを加盟店のスマートフォン端末で読み取る方法により決済を行うものとします。
- 2 加盟店は、次項に定める場合のほか、利用者からの対象取引等の申込みを拒絶しないものとします。
- 3 加盟店は、利用者から対象取引等の申込みを受けた場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、対象取引等による決済を行ってはならないものとします。

- (1) 利用者から、対象商品等以外の対象取引等について、ギフトカードによる決済を求められた場合
 - (2) 偽造又は変造された本アプリを使用された場合
 - (3) 前2号に該当すると疑われる場合
 - (4) 本市から、対象取引等の中止を求められた場合
- 4 加盟店は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、原則として利用者との間で行った対象取引等を取消し、又は解除しないものとします。利用者が加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は、自らの責任において対応を行うものとします。

第7条 (ID の管理責任)

- 1 加盟店は、ID を第三者に貸与することはできません。
- 2 加盟店は、ID、パスワードを自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ID 及びパスワードの盗用を防止する措置を行うものとします。

第8条 (記録情報の確認)

加盟店は、管理用サイトにおいて、対象取引等の履歴確認、取消し等を行うことができます。

第9条 (遵守事項等)

- 1 加盟店は、本規約等のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。
- 2 加盟店は、本市がギフトカードの利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称、所在地等を掲載する場合、これに協力するものとします。
- 3 加盟店は、本市又は事務局から貸与又は提供される本サービスの利用に関する物品等を第三者に譲渡、貸与その他処分を行ってはならないものとします。
- 4 加盟店は、本市が別途書面により事前に承諾した場合を除き、利用契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

第10条 (本サービスの提供中止)

本市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 加盟店が本規約等に違反した場合
- (2) 加盟店が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (3) 加盟店が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合

- (4) システム保守、システム障害対応、天災・戦争・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合

第 11 条（契約期間）

- 1 本規約は、第 3 条第 2 項に基づく利用契約の成立時に効力を生じ、2026 年 10 月 15 日まで有効とします。
- 2 加盟店は、利用契約を終了する旨の通知をする場合、本市の指定する方法にて行うものとしします。

第 12 条（解約）

- 1 加盟店は、解約日の 30 日前までに、本市所定の方法により申し入れることにより、利用契約を解約することができます。
- 2 本市は、解約日の 30 日前までに加盟店に書面にて申し入れることにより、利用契約を解約することができるものとしします。

第 13 条（解除）

- 1 本市は、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
 - (1) 利用契約に違反した場合
 - (2) 加盟店が本市の定める登録基準を充足しない場合
 - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生した場合
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けた場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされた場合
 - (6) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (7) 解散又は営業停止状態となった場合
 - (8) 本市又は事務局による連絡が取れなくなった場合
 - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けた場合
 - (10) 加盟店に対してクレームが頻発し、本市が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、必要な対応を行わない場合
 - (11) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないと本市が判断した場合
 - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると本市が判断した場合
 - (13) その他、本市が加盟店との利用契約の継続が困難であると判断した場合

- 2 本条に基づき利用契約が終了した場合でも、本市は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

第 14 条（本市の責任）

- 1 本市は、本サービスに関し、本市の故意又は重大な過失により加盟店に損害を与えた場合に限り、加盟店が被った損害を賠償します。
- 2 本市は、次の各号に関連する損害又は、逸失利益、間接損害、特別損害若しくは弁護士費用については責任を負いません。
 - (1) 通信障害、システム障害等
 - (2) 記録情報の正確性・真正性
 - (3) ID の不正使用、不正アクセス、記録情報の改ざん・消失
 - (4) 本サービスの利用の結果
 - (5) 第三者による商品・サービスの提供等
 - (6) その他、加盟店又は第三者の故意若しくは過失
 - (7) 本サービスの提供条件の変更、前条に基づく解除
 - (8) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力
- 3 対象取引等については加盟店の責任において提供されるものとし、本市は責任を負いません。

第 15 条（個人情報の取扱い）

- 1 加盟店は、利用契約の履行及び対象取引等において、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に定義される意義を有するものとし、）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護をするとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとし、ます。
- 2 加盟店が、利用契約の遂行又は対象取引等のために個人情報を取得する場合は、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとし、ます。
- 3 加盟店は、利用契約の履行又は対象取引等により取得した個人情報（以下「本個人情報」という。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとし、ます。
- 4 加盟店は、本個人情報を、利用契約の履行又は対象取引等の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとし、ます。
- 5 加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、本市から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとし、ます。また、本市は、加盟店の本個人情報の取得、取扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知したうえで加盟店の事務所等

に立ち入ることができるものとし、この場合、加盟店は、本市の調査に協力するものとします。

- 6 加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに本市に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を本市と協議し、本市の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を本市に対し書面にて報告するとともに、本市と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとします。
- 7 加盟店は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、本市が本人若しくは第三者から請求を受け、又は本市と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、本市が損害を被った場合は、本市に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

第 16 条（損害賠償・費用負担）

- 1 加盟店は、加盟店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。
- 2 本市は、加盟店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

第 17 条（権利の譲渡等）

加盟店は、利用契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

第 18 条（知的財産権）

- 1 本サービスに関する知的財産権は、本市又は事務局に帰属します。
- 2 本サービスに関する知的財産権のうち、まるがめ暮らし応援ギフトカードロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）については、加盟店であり、かつ加盟店であることを表示する目的で使用する場合のみ、使用できるものとします。
- 3 ロゴマークのデザインは、別表のとおりとし、使用については次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。
 - (1) 当該使用に係る権利を第三者に譲渡し、承継し、又は転貸しないこと
 - (2) 定められた形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと
 - (3) ロゴマーク及びギフトカードのイメージを損なう使用をしないこと
- 4 ロゴマークの使用料は、無料とします。

5 ロゴマークを使用する者は、ロゴマークについて、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

第 19 条（協議）

本規約等に定めのない事項又は本規約等の解釈に生じた疑義について、本市及び加盟店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第 20 条（準拠法・合意管轄）

- 1 本規約は、日本法に準拠します。
- 2 本規約に関する訴訟については、丸亀市役所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和 8 年 1 月 19 日制定

問合せ先

<マイデジ事務局>

コールセンター：087-899-6513

9：00～18：00(土日祝日を除く)